

【韓国】 葬礼に関する法改正の動向—火葬急増対策及び葬儀業規制—

海外立法情報課・藤原 夏人

* 韓国では近年、葬礼の方法が土葬中心から火葬中心へと変化した。それに伴う新たな課題に対応した法改正が進められている。また、葬儀業に対する規制の強化も議論されている。

1 葬礼方法の変化

韓国では従来、土葬が一般的であったが、土地不足、核家族化の進行等を背景として、火葬が急増した。清潔で衛生的、簡易、低費用等の理由から、今や火葬が主流となっている。1991年に17.8%であった火葬率は、2005年に半数を超え(52.6%)、2011年には71.1%に達した。広域自治体別では釜山広域市が最も高く(85.8%)、最も低い全羅南道でも半数を超えている(51.9%)。

近年、火葬施設不足、火葬後の遺骨の扱い等、火葬の急増に伴う新たな課題に対応するため、葬礼に関する事項を定める「葬事等に関する法律」(以下「葬事法」)の改正が進められている。また、葬儀業に新たな規制を設ける法改正も議論されている。

2 火葬施設不足

2007年5月の葬事法改正により、地方公共団体に対し、地域住民の需要を満たす火葬施設を備えることが義務付けられた。しかし、地域住民の反対等により、火葬施設の設置には相当の困難を伴う状況が続いている。政府は2010年10月、①現行法において地方公共団体が共同で火葬施設を設置する際の条件である「地域の特性に照らしてやむを得ないと認められるとき」を削除し設置条件を緩和する、②一定の要件を備えた葬儀場(病院内の葬儀場を除く)に火葬炉を併設できる、ことを骨子とする葬事法改正法案を国会に提出したが、第18代国会(2008.5~2012.5)終了とともに廃案となった。慢性的な火葬施設不足は当面続く見通しであるが、2012年の首都圏の大型火葬施設開業により、政府は、首都圏の火葬施設不足はある程度解消されるとみている。

3 自然葬

2007年5月の葬事法改正により、自然葬(火葬後の遺骨を砕いた骨粉を樹木、草花、芝生等の下又は周辺に埋葬することを指す。日本と異なり散骨を含めない)制度が導入された。自然葬敷地の造成は、国及び地方公共団体だけでなく、①個人・家族(届出制)、②一族(許可制)、③法人等(許可制)にも認められ、その後、2012年2月の葬事法改正により、一族のための敷地造成が許可制から届出制に緩和された。現在、自然葬の件数は火葬件数の3%程度に過ぎないが、政府は今後、火葬後の遺骨の安置施設の需要増加に備え、環境に優しく費用負担の少ない自然葬普及のため、一層の規制緩和を行う意向である。なお、散骨にも法的根拠を与えるべきとの意見もある。

4 葬礼指導士

従来、葬儀業に従事する「葬礼指導士」(葬儀に関する相談、手続、納棺等を行う)は民間資格として運用されてきた。しかし、葬礼指導士には遺体の衛生管理等、所定の専門知識が必要とされるため、サービスの向上、国民の安全確保等の観点から、同資格を国家資格とすべきとの議論が以前から存在した。保健福祉部も、2006年に公表した立法予告案において、同資格を国家資格とする内容を盛り込んだ。この時は国家資格化による国民の費用負担上昇等の問題点が指摘され、実現しなかったが、その後、2011年8月の葬事法の改正により、国家資格の創設が実現した(2012年8月施行)。

ただし、同資格は葬儀業に従事する際の必須の資格ではない。検定試験も無く、所定の実習等を受講すれば取得が可能である。一定数の有資格者の義務的雇用規定の新設、資格水準維持のための検定試験及び補習教育導入等の必要性が指摘されている。

5 葬儀業に対する規制

現行の葬事法では、葬儀業の開業に際して特段の規制がなく、火葬施設とは逆に供給過剰といわれる。葬儀業の保健衛生水準の向上及び過当競争の防止を図るため、葬儀業を届出制に転換すべきとの議論も以前から存在しているが、実現に至っていない。

一方、動物専用の葬儀場、火葬場及び納骨施設を設置・運営する「動物葬墓業」の営業については、動物保護法の規定により、すでに届出制が導入されている(同法施行令の規定により、ペットとして飼育するイヌ、ネコ、ウサギ、フェレット、モルモット及びハムスターを対象とする場合に限る)。ペットの葬儀業を届出制とする一方で、人の葬儀業を自由業とすることについての疑問の声も挙がっている。

2012年7月、野党先進統一党のイ・ミョンス議員(現在は与党セヌリ党に所属)の代表発議により、葬儀業届出制の導入を盛り込んだ葬事法改正法案が国会に提出された。同法案は同年9月、国会保健福祉委員会に上程され、今後審議される予定である。

参考文献(インターネット情報は2012年10月24日現在である。)

- ・「국회 의안정보시스템」(国会議案情報システム) <<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/main.jsp>>
- ・「장사등에관한법률 일부개정법률안 입법예고」(葬事等に関する法律一部改正法律案立法予告) <http://www.mw.go.kr/front/jb/sjb0403ls.jsp?PAR_MENU_ID=03&MENU_ID=030403>より
- ・「2011년 화장률, 처음으로 70% 넘어」(2011年火葬率、初めて70%超える)『保健福祉部報道資料』2012.9.28. <http://www.mw.go.kr/front/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&CONT_SEQ=277286&page=2>
- ・박광동(パク・クァンドン)「장사(葬事)환경 변화에 따른 법제 개선방안」(葬事環境の変化に伴う法制改善方案)韓国法制研究院, 2011. <<http://www.klri.re.kr/kor/publication/pubResearchReportView.do?seq=986>>
- ・박건(パク・コン)「장례지도사 국가자격증 제도의 시행에 따른 전망 및 발전방향」(葬礼指導士国家資格証制度の施行に伴う展望及び発展方向)『保健・福祉 Issue & Focus』2012.6.22. <<http://www.kihasa.re.kr/html/jsp/publication/periodical/focus/list.jsp>>より
- ・「납골당도 만원…산·바다에 유골 뿌리는 ‘자연장’ 확산」(納骨堂も満員…山・海に遺骨撒く「自然葬」拡大)『中央 SUNDAY』2011.11.15. <<http://sundayjoins.com/article/view.asp?aid=23698>>
- ・「유명무실 ‘장례자격증’」(有名無実「葬礼資格証」)『取材파일 4321』2012.9.16. <<http://news.kbs.co.kr/tvnews/4321/2012/09/2536651.html>>